

第6期二戸市障がい福祉計画

第2期二戸市障がい児福祉計画

(計画期間：令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

岩手県二戸市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け及び名称 1
- 3 計画の期間及び見直し時期 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的理念 3
- 2 施策展開の方向性 3

第3章 成果目標の設定

- 1 第6期障がい福祉計画の成果目標 6
- 2 第2期障がい児福祉計画の成果目標 8

第4章 障がい福祉サービス等の見込み

- 1 サービス見込み量算出の基本的な考え方 10
- 2 障がい福祉サービス等の見込量 10
- 3 障がい通所支援等の見込量 14

第5章 地域生活支援事業の見込み

- 1 事業の目的及び内容 17
- 2 地域生活支援事業の見込量及び確保対策 18

第6章 計画の推進体制

- 1 関係機関・住民・関係団体等の連携と協働 21
- 2 障がい福祉計画の進行管理 21

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の障がい福祉制度は、平成25年4月に障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見通しや障がい者等に対する支援の拡充が行われました。同法は、平成28年6月に改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者への介護保険サービスの円滑な利用を促進するなどの見直しが行われ、平成30年4月に施行されました。

また、同じく改正された児童福祉法では、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充をはかるため、「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画は、本市の障がい福祉サービス等の現状や課題を把握するとともに、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービスや児童通所支援の種類ごとの必要な見込量と、その確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定めています。

第5期二戸市障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）が計画期間の終了を迎えるため、これまでの計画の進捗状況及び数値目標に対する実績を踏まえつつ、サービスの提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、第6期二戸市障がい福祉計画及び第2期二戸市障がい児福祉計画を一体的に策定することとします。

2 計画の位置づけ及び名称

第6期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として策定するものです。また、第2期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障がい児福祉計画」として障がい福祉計画と一体的に策定します。今後、本市が進めていく障がい福祉サービス及び児童通所支援等に関わる給付、その他の支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

3 計画の期間及び見直し時期

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、国の法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

- ・ 第1期障がい福祉計画期間 平成18年度～平成20年度
- ・ 第2期障がい福祉計画期間 平成21年度～平成23年度
- ・ 第3期障がい福祉計画期間 平成24年度～平成26年度
- ・ 第4期障がい福祉計画期間 平成27年度～平成29年度
- ・ 第5期障がい福祉計画期間 平成30年度～令和2年度

- ・ 第1期障がい児福祉計画期間 平成30年度～令和2年度

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

障がいのある人もない人も 地域の中で支え合うまちづくりを目指して

～二戸市障害者計画と共通の理念とします～

市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、必要な障がい福祉サービス等に係る給付その他の支援を行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 施策展開の方向性

(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実

障がい者が、地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが、障がいの種別や程度に関わらず、自らが居住の場を選択し、その必要とするサービスの支援を受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことが重要です。

そのためには、身近なところで必要なサービスが受けられるよう、事業所の多機能化や NPO 法人等のサービス事業への参入を促進し、在宅サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動の場の確保

障がい者の地域生活を支援するためには、日中活動の場の確保や社会参加に向けた取り組みが必要です。このため、障がい者の状況や意向を踏まえつつ、必要とする日中活動の場の確保・提供に努めます。

(3) 地域における暮らしの場の充実と地域生活支援拠点等の整備

福祉施設に入所している障がい者や受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行を進めるためには、地域における住まいの場を確保する必要があります。そのため、グループホームの整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居を支援します。

また、地域生活への移行及び継続に必要な支援や就労支援等の課題に対応するためのサービス提供体制を整え、第6期障がい福祉計画期間内に地域における生活を支える地域生活支援拠点体制の整備を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、柔軟にサービスを提供できる仕組みづくり等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を計画的に推進します。

(5) 就労支援の強化

障がい者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。そのため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労関係サービス事業所等との連携、作業能力や障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援に努めるとともに、一般就労への移行、福祉施設における雇用の場の拡大に一層の理解と協力を求めていきます。

(6) 相談支援体制の充実

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障がい者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障がい福祉サービスの適切な利用を支え各種ニーズに対応するために必要な相談支援や生活支援が受けられるよう、二戸地域自立支援協議会を中心として、障がい福祉サービス事業者と相談支援事業者が協力連携してケアマネジメント体制や相談支援体制を充実強化するとともにサービスの質の向上に努めます。

また、近年多様化している困難事例に対する相談にも応じることができるよう、基幹相談支援センター機能の充実・強化を図ります。

(7) 障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保

障がい児をはじめ、発達上の問題を抱える子供やその家族を支援するため、教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制の整備に取り組みます。

(8) 権利擁護推進に向けた成年後見制度の利用促進

(二戸市成年後見制度利用促進基本計画)

知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為が困難

な方を支援する成年後見制度があります。

成年後見制度の利用促進に向けて、地域連携ネットワークの構築や協議会等の運営を推進するための中核となる機関（中核機関）を設置します。設置にあたっては、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターに委託します。

中核機関の運営にあたっては、様々な相談支援に対応できるよう福祉、保健、医療、司法等の専門的知識の蓄積や専門職等との連携の推進を図ります。

また、中核機関が担うべき具体的機能等として、次の4点を備えます。

①広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知、啓発等）

成年後見制度について、パンフレットの活用、研修会やセミナーの開催等により、権利擁護及び成年後見制度の周知に努めます。また、福祉、保健、医療、司法等多職種連携により、権利擁護の必要な人の早期発見、支援に努めます。

②相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

福祉、保健、医療、司法等の関係機関が連携し成年後見制度に関する相談支援を推進します。

また、福祉、保健、医療、司法等の各種団体や関係機関の協力・連携を強化するため協議の場を設置し、権利擁護の推進に向けた検討・調整・解決等を推進します。

③利用促進（マッチング）機能

制度利用者にとってふさわしい後見人等による支援が受けられるよう多職種が連携し適正な制度利用を促進します。

④後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

親族後見人、市民後見人、専門職後見人及び法人後見団体等の後見活動における日常的な相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門職団体と連携を図りながら支援します。

また、本人にとって身近な関係機関がチームとして関わり、日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握する仕組みづくりを推進します。

(9) 障がい者虐待の防止

虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要です。

虐待を未然に防ぐため、人権の尊重や法令順守に関する普及・啓発に努めるとともに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、関係機関が連携したネットワークづくりやシステム体制の整備に努めます。

第3章 成果目標の設定

国の基本指針とこれまでの計画の実績や本市の実情を踏まえ、令和5年度末の成果目標を次のとおり設定します。

1 第6期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<p>○令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。</p>
--------	---

岩手県が令和2年に実施した県内各福祉施設における調査によると、本市で援護を実施している福祉施設入所者53人のうち、地域生活への移行を希望する者は5人でしたが、今後も地域移行が可能な施設入所者の把握に努めながら、本市においては2人の地域移行を目標とします。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	53人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	50人	令和5年度末時点での施設入所者数
【目標値】 削減見込数	3人	令和5年度末時点での削減見込数 (割合は、削減見込数を令和元年度末入所者数で除した値)
	5.66%	
【目標値】 地域移行者数	2人	令和元年度末の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域移行する者の数 (割合は、地域移行者数を令和元年度末施設入所者数で除した値)
	3.77%	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<p>令和5年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>※複数市町村による共同設置可。</p>
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和5年度末までに圏域で協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和5年度末までに圏域で面的整備をする。

地域生活支援拠点等の整備については、二戸地域自立支援協議会行政担当部会やワーキングチームを設置して協議を行っております。二戸圏域においては、面的な整備として、障がい者の地域生活を支援する様々な資源を結びつけるネットワーク体制とし、令和5年度末までに拠点を整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<p>○就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行するものが、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数が、令和元年度末における利用者の1.30倍以上増加することを目指す。</p> <p>○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
--------	---

本市においては、令和元年度において1人が福祉施設から一般就労しております。就業環境については働きたいと希望する障がい者はいるものの一般就労の場が不足しています。

このような状況を考慮し、令和5年度中に2人の障がい者が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数	1人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和5年度の年間一般就労移行者数	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (令和元年度実績の2倍)
令和元年度末の就労移行者数	1人	令和元年度末における就労移行支援事業の利用者数

【目標値】令和5年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (令和元年度末利用者数の7割以上増加)
	10割増	
【目標値】就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	70%	令和5年度における職場定着率 (就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合) ※令和3年度は事業開始年度のため目標値を設定しない

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村の少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用しながら、令和5年度末までに圏域で1か所設置する。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。※圏域での設置可。
【目標値】	二戸圏域で既に3事業所が実施済みであるが、地域の支援ニーズを把握し、事業所の確保に努める。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。※圏域での設置可。
【目標値】	二戸圏域で児童発達支援事業所は1事業所、放課後等デイサービス事業所は8事業所が実施済みであるが、地域の支援ニーズを把握し、事業所の確保に努める。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	--

【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、協議の場を設置済。 また、二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、令和5年度末までに圏域でコーディネーターを1人配置する。
--------------	--

(5) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

国の基本指針	令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
【目標値】	二戸圏域で既に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制として基幹相談支援事業所1事業所を確保済みである。また、相談件数の増加や相談内容が多様化していることから、体制強化のため令和3年度において1事業所追加確保する。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上（新規）

国の基本指針	令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
【目標値】	二戸地域自立支援協議会等の検討の場を活用し、地域の支援ニーズを把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに努める。

第4章 障がい福祉サービス等の見込み

1 サービス見込み量算出の基本的な考え方

障がい福祉サービスの見込み量算出にあたっては、第5期計画の進捗状況やサービス利用の実績並びに新たなサービス対象者等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて次の事項を基本として設定することとします。

- (1) 本市が援護の実施者となる施設入所者や精神科病院入院患者で地域移行を希望する者が移行するために必要となるサービス量については、岩手県で実施する地域移行希望調査を基に必要量を上乘せします。
- (2) 特別支援学校卒業に伴いサービスを利用する者については、今後の卒業者のサービス利用の希望調査や、いままでの利用状況から勘案し必要量を上乘せします。
- (3) その他今後見込まれるサービスの増減や、新たに提供されるサービスについては、これまでのサービスの利用状況や地域の実情から勘案し設定します。

2 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

種 類	内 容
居宅介護	ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄等の支援をします。
重度訪問介護	身体に重い障がいがある人に、ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄・外出時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、異動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、一人での行動が困難で常に介護が必要な人に、ヘルパーが安心して外出し活動できるよう支援をします。
重度障害者等 包括支援	重い障がいがある人が、居宅介護など生活するのに必要なサービスを組み合わせて快適に過ごせるよう支援をします。

【第6期計画の1か月当たりの見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	実人数(人)	39	40	41
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援				
	サービス量 (時間)	470	480	490

【見込み量確保のための方策】

サービス提供事業所は市内に1事業所、また市外の事業所を利用する方もいます。障がいのある方が、地域で安心して暮らすためには、居宅介護をはじめとした訪問系サービスの利用が重要となります。障がい者のニーズに適切に応えられるサービス提供体制を充実させるため、ヘルパーの確保やサービス提供事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。

(2) 日中活動系サービス

種類	内容
生活介護	日中、介護が必要な人に食事・入浴の介助や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間リハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間食事や家事等、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労定着支援（新規）	一般就労へ移行した人の生活面の課題に対応できるよう、相談や関係機関との連絡調整等、課題解決に必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。

短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、施設において食事、入浴、排泄等の支援を行います。
------	--

【第6期計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人数（人）	107	108	109
	利用量（人日分）	2,140	2,160	2,180
自立訓練（機能訓練）	実人数（人）	1	1	1
	利用量（人日分）	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	実人数（人）	2	2	3
	利用量（人日分）	38	38	57
就労移行支援	実人数（人）	4	5	6
	利用量（人日分）	80	100	120
就労継続支援（A型）	実人数（人）	24	24	25
	利用量（人日分）	480	480	500
就労継続支援（B型）	実人数（人）	155	156	157
	利用量（人日分）	3,100	3,120	3,140
就労定着支援	実人数（人）	1	1	2
療養介護	実人数（人）	3	3	3
短期入所（福祉型）	実人数（人）	10	11	12
	利用量（人日分）	80	88	96
短期入所（医療型）	実人数（人）	1	1	1
	利用量（人日分）	5	5	5

※「人日分」とは、「月間実利用人数」に「1人1か月当りの平均利用日数」を乗じて得たサービス量をいいます。

【見込量確保のための方策】

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択できるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となっています。今後もサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応できるよう体制整備の充実を図ります。また、新規のサービスの啓発や利用促進に努めるとともに、実施事業者の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

種 類	内 容
自立生活援助	施設やグループホーム等から地域で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問や必要な助言、医療関係等との連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う居住で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事・入浴・排泄等の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制整備を行います。

【第6期計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数(人)	2	3	4
共同生活援助(グループホーム)	実人数(人)	68	69	70
施設入所支援	実人数(人)	54	55	56
地域生活支援拠点等	箇所	0	0	1

【見込量確保のための方策】

今後の入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるためには、グループホーム等の居住の場が必要となるため、今後の地域移行を把握し、適切なサービス提供に努めます。

また、事業者によるグループホーム等の新規参入を促進し、居住の場を確保するとともに、事業所へ適切な情報提供を行いながら、必要な実施体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

種 類	内 容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。

地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。
--------	--

【第6期計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人数（人）	65	66	67
地域移行支援	実人数（人）	1	1	1
地域定着支援	実人数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

サービス利用者や、入所施設・病院等から地域移行する人の状況等を把握し、サービス等利用計画の作成をより促進させるために関係機関との連携を図ります。また相談支援体制の充実を図るために、地域自立支援協議会を通して課題の共有や支援体制の整備に努めます。

3 障がい通所支援等の見込量

児童福祉法の改正に伴い、市町村障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。本市では、第1期障がい児福祉計画において設定したサービス見込量の実績を踏まえ、今後も障がいのある子どもにとって必要な療育が受けられるようサービス見込量を設定し、障がい児支援の提供体制の確保に努めます。

種 類	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練やその他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、その本人や当該施設のスタッフに対し専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する子どもに、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児支援調整 コーディネーターの配置	人工呼吸器等を使用し、医療的ケアが必要な障がい児が、地域で安心して暮らすことを支えるため、支援を総合的に調整する職員を配置するものです。

【第2期障がい児福祉計画の1か月当りの見込量】

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人数（人）	13	14	15
	サービス量 （人日分）	40	43	46
医療型児童発達支援	実人数（人）	1	1	1
	サービス量 （人日分）	3	3	3
放課後等デイサービス	実人数（人）	60	61	62
	サービス量 （人日分）	600	610	620
保育所等訪問支援	実人数（人）	6	7	8
	サービス量 （人日分）	6	7	8
居宅訪問型児童発達支援	実人数（人）	0	0	1
	サービス量 （人日分）	0	0	4

障害児相談支援	実人数（人）	15	16	17
医療的ケア児支援調整 コーディネーターの配置	配置人数	0	0	1

【見込量確保のための方策】

二戸圏域の障がい児支援に関わる機関と連携を図りながら、本人及びその家族のニーズに応じた専門的な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み

1 事業の目的及び内容

障がい者が地域において、自立した生活ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施できる事業として地域生活支援事業が創設されました。

障がい者の地域生活を支援するために柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し障がい者の福祉増進を図るとともに、障がいの有無、種別、程度にかかわらず、一人ひとりがそれぞれのライフスタイルで安心して暮らせる地域社会の実現に向け、次の事業を実施します。

《必須事業》

種類	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための費用負担が困難な知的障がい者・精神障がい者のため、費用の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障がい、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者の、自立した生活を支援できるよう手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	野外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。

《任意事業》

種類	内容
日常生活支援事業 (訪問入浴サービス)	入浴が困難な障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	日中において一時的に見守り等の支援が必要な方に対し、日中の活動の場を提供します。

自動車改造助成事業	身体障がい者の社会参加促進のため、自動車改造についての助成を行います。
-----------	-------------------------------------

2 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

【第6期計画の見込み】

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
イ基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援センター	実施の有無	無	無	無
(2) 成年後見制度利用支援事業	実人数/年	1	2	2
(3) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(4) 意思疎通支援事業	実人数/年	1	1	1
(5) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
②自立生活支援用具	給付件数/年	3	3	3
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	3	3
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	700	700	700
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	2	2	2
(6) 手話奉仕員養成研修事業	実人数/年	5	5	5
(7) 移動支援事業	実人数/年	8	8	8
	延べ利用時間/年	556	556	556
(8) 地域活動支援センター				
自市町村分	実施箇所数	2	2	2
	実人数/年	22	22	22
他市町村分	実施箇所数	1	1	1
	実人数/年	1	1	1

(9) その他の事業				
日常生活支援事業	実施事業数	1	1	1
日中一時支援事業	実施箇所数	2	2	2
	実人数/年	60	60	60
自動車改造助成事業	実人数/年	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

(1) 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、相談支援専門員が不足していることから、相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を図り、ニーズに応じた相談支援の充実に努めます。

さらに、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、二戸地域自立支援協議会の場において、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

これまで身寄りがなく所得の少ない障がい者なども成年後見制度を利用できるよう、平成18年度から市長による制度の申立て、利用に関する経費の一部助成など支援事業を行ってきました。

令和3年度からは身寄りはあるが所得が少ない障がい者も支援できるよう、事業の対象者を拡充し、福祉の向上に努めます。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

二戸圏域で設置されている、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターの安定的な後見活動や市民後見人の活用を含めた法人活動を支援するために、関係機関との連携強化を図ります。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語障害、音声機能、その他障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施しています。岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ派遣業務を委託し、利用希望に円滑に対応できるようにしていきます。

(5) 日常生活用具給付事業

重度障がい者等に対して、日常生活の便宜を図り、快適な生活を営むことができるように日常生活用具の給付または貸与を行います。また、住宅の段差解消等のための住宅改修事業を行います。今後も対象用具の追加など利用者の要望等を踏まえ、見直しを適切に行っていきます。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障のある障がい者の、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話奉仕員の養成研修を行います。

(7) 移動支援事業

野外での移動が困難な障がい者等について、地域での自立生活や社会参加のための外出の際に、移動を支援します。そのため、移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がい者の移動支援を行います。

(8) 地域活動支援センター

地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図るとともに、障がい者の地域生活を支援します。利用者は横ばいで推移しており、今後も利用者の増加を図る取組を行いながら実施します。

(9) その他の事業

・ 日常生活支援事業

在宅で入浴が困難な障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。

・ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している者が疾病その他の理由で介護できない場合、施設での介護が必要な障がい者等に日中の間施設での介護等の供与を行います。

・ 自動車改造助成事業

身体障がい者の社会参加促進のため、自動車改造についての助成を行います。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関・住民・関係団体等の連携と協働

計画の策定にあたっては、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

また、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や地域団体、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。

また、広域的なサービス調整やサービスの基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、二戸地域自立支援協議会において関係機関との連携を図ります。

2 障がい福祉計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2においては、計画を定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他必要な措置を講ずることとされています。

計画に基づき施策の実現が図られるよう、事業の各年度の達成状況を調査し、進行管理を行うとともに、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

二戸市障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人二戸医師会	参 与	鈴 木 彰
二戸市民生委員児童委員協議会	理 事	尻 口 孝 雄
二戸市身体障害者協会	副会長	佐 藤 勝 江
二戸市手をつなぐ育成会	副会長	佐 藤 裕 子
二戸視覚障害者福祉協会	理 事	明 内 孝 吉
二戸市社会福祉協議会	会 長	山 口 金 男
県北広域振興局 二戸保健福祉環境センター	福祉課長	梅 木 亨 啓
岩手県二戸保健所	保健課長	佐々木 雅 子
二戸公共職業安定所	所 長	秋 元 修
二戸市健康福祉部	部 長	小 野 一 浩